

## 高齢者等補聴器購入助成事業について

### 1 事業概要

難聴は認知症の要因の一つとも考えられているが、障害者手帳での補助がない高齢者等にとって、補聴器は高価で購入が困難な現状にある。

そこで、認知症やフレイルの進行を予防することで生活の質を維持し、社会交流を図りながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、軽度・中等度難聴の高齢者等に対し、補聴器購入費の一部を助成する。

### 2 事業対象

以下の要件をすべて満たす者

- ①市内在住で、満40歳以上である
- ②市民税本人非課税である
- ③聴覚障害での身体障害者手帳の交付対象とならない
- ④両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、耳鼻咽喉科医師が補聴器の使用を必要と認めている
- ⑤過去この事業での助成を受けていない
- ⑥その他法令等での補聴器購入に係る助成を受けていない

### 3 助成率及び上限額

助成率: 1/2

上限額: 50千円(給付券による現物給付)

### 4 事業開始日

令和6年4月1日

### 5 予算額

補聴器購入助成費: 3,650千円

算出根拠: 50千円×73件